

令和2年3月27日  
鳴門教育大学附属特別支援学校

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 厚生労働省雇用環境・均等局  
就業子育て世代支援対策室より、次のような文書が届いておりますのでお知らせ  
させします。

**「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金  
(委託を受けて個人で仕事をする方向け)の創設」に係る  
特別支援学校の保護者の皆様へのお知らせ**

この度、新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス  
感染症に関する緊急対応策 一第2弾一」が決定されました。

厚生労働省においては、この緊急対応策に基づき、新型コロナウイルスの  
影響による小学校(特別支援学校)等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保  
護者として行うことが必要となったことにより、仕事ができなくなっている  
子育て世代を支援し、子どもの健康、安全を確保するための対策を講じるた  
め、「委託を受けて個人で仕事をする方」(個人で事業を営む子どもの保護者)  
向けの新たな支援を行うこととしました。

新たな支援については、小学校(特別支援学校)等の臨時休業等に伴い、就  
業することを予定されていた仕事ができなくなった場合に、一定の要件を満  
たす「委託を受けて個人で仕事をする方」(子どもの保護者)に、就業できな  
かった日について1日当たり定額(4,100円)を支給するものです。

この支援金については、令和2年3月18日に施行され、同日から「学校等  
休業助成金・支援金受付センター」において、申請書の受付を開始していま  
す。詳細は、次のホームページや電話等で担当者にお問い合わせください。

※小学校休業等支援金とありますが、高等部まで対象となるようです。

(参考) 厚生労働省ホームページ・新型コロナウイルス感染症による小学校  
休業等支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10231.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html)

※「学校等休業助成金・支援金受付センター」の申請窓口や必要書類等につ  
いては、上記リンク先に掲載しています。

**【連絡先】** 厚生労働省雇用環境・均等局 就業子育て世代支援対策室  
電話：03-5253-1111 (内7929)